情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会（第１１６回）議事録

第１　開催日時及び場所

令和３年１０月２２日（金）１４時００分～１４時１３分

Ｗｅｂ審議による開催

第２　出席者

（１）委員（敬称略）

三友　仁志（部会長）、佐藤　治正（部会長代理）、大谷　和子、

川濵　昇、西村　真由美、藤井　威生、森　亮二、山下　東子

（以上８名）

（２）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、

林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、

飯村事業政策課市場評価企画官

（３）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第３　議題

諮問事項

電気通信事業法第３１条第１項の規定に基づく特定関係事業者の指定

【諮問第３１４３号】

開　　会

○三友部会長　　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第１１６回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員８名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議　　題

（１）諮問事項

電気通信事業法第３１条第１項の規定に基づく特定関係事業者の指定【諮問第３１４３号】

○三友部会長　　それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項１件でございます。

諮問第３１４３号、電気通信事業法第３１条第１項の規定に基づく特定関係事業者の指定について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課市場評価企画官　　総務省でございます。資料１１６－１、電気通信事業法第３１条第１項の規定に基づく特定関係事業者の指定につきまして御説明をさせていただきます。

まず１ページ目でございますが、諮問書でございまして、電気通信事業法第３１条第１項の規定に基づき、特定関係事業者を指定案のとおり指定することとしたい。上記について、同法第１６９条第２号の規定により諮問するとさせていただいております。

当該諮問内容の背景、理由等につきまして、概要資料に基づきまして御説明させていただきたいので、資料の４ページ目、横のパワーポイントとなっております「諮問の経

緯・概要等」を御覧ください。

まず１つ目でございますけれども、電気通信事業法第３１条は、第一種指定電気通信事業者、こちらは第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者で、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本でございます。それと、特定関係事業者、特定関係事業者は第一種指定電気通信事業者のグループ会社の中から総務大臣が指定する電気通信事業者でございます。それとの間の役員兼任等を禁止することにより、他の電気通信事業者との公正競争上の弊害を引き起こす構造的な温床を排除してございます。現状、こちらの特定関係事業者として指定をしておりますのは、ＮＴＴコミュニケーションズ１社のみとなってございます。

２つ目のポツでございますけれども、昨年１２月、ＮＴＴ持株会社がＮＴＴドコモを完全子会社化いたしました。今後、ＮＴＴコミュニケーションズをＮＴＴドコモの子会社とした上で、ＮＴＴドコモとの連携の強化を図るといったことで発表されてございます。この完全子会社化の状況を踏まえまして、総務省において、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、御議論いただいたところ、報告書におきまして、公正競争確保に向けて、ＮＴＴドコモをＮＴＴ東日本・西日本の特定関係事業者として指定する必要性が示されたところでございます。今後、ＮＴＴドコモとＮＴＴコミュニケーションズの間でネットワーク構築での連携が行われる予定でございまして、公正競争上の懸念があることから、次頁に掲げます理由により、新たにＮＴＴドコモをＮＴＴ東日本・西日本の特定関係事業者として指定するため、当該告示案を諮問させていただくものでございます。

ＮＴＴドコモの完全子会社化の概要等は、当該ページの下部を御参照ください。

続きまして、次のページ、５ページ目でございますけれども、特定関係事業者としてＮＴＴドコモを指定する理由を御説明させていただきます。１つ目でございますが、電気通信事業法第３１条の概要です。繰り返しになりますけれども、第一種指定電気通信事業者の役員が特定関係事業者の役員を兼任することは、公正競争上の弊害の構造的な温床となりやすいこと、また、そういった第一種指定電気通信事業者が特定関係事業者と比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合には、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きく看過し得ないと考えてございます。そこで、同法第３１条におきまして、第一種指定電気通信事業者に対し、その特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないとの構造的な制約を行うとともに、接続ですとか電気通信業務に関連し

た周辺的な業務、例えば、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する情報の提供ですとか、業務の受託ですとか、そういったような業務に関して、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないことを義務づけてございます。こういった行為を規制することで同等性を確保しているところでございます。

２番目で、ＮＴＴドコモを今般指定させていただきたい理由でございますけれども、大きく３点ございます。まず１つ目、①でございますけれども、ネットワークの一体化についての課題でございまして、ＮＴＴコミュニケーションズがＮＴＴドコモの子会社となり、ＮＴＴドコモとの連携強化が行われ、ＮＴＴコミュニケーションズのネットワークがＮＴＴドコモに一体化された場合に、ＮＴＴドコモがＮＴＴコミュニケーションズに代わりましてＮＴＴ東日本・西日本の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定されます。現在のＮＴＴ東日本・西日本の県間伝送路の主要な公募調達先はＮＴＴコミュニケーションズでございますので、そうなりますと、調達元事業者と調達先事業者の間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であると考えてございます。

２つ目でございますけれども、目的外利用の懸念に関して、ＮＴＴグループ内での人事交流等を通じまして、ＮＴＴ東日本・西日本が、接続や卸等の業務で知り得た他の事業者等の情報がＮＴＴドコモに提供されるリスクが存在すること。

また、３つ目でございますけれども、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して、ＮＴＴ東日本・西日本が取引等を通じて密接な関係にあるＮＴＴドコモに対して、不当に優先的な取扱いが行われるリスクが存在することが想定されますことから、これらの理由を基に、ＮＴＴドコモをＮＴＴ東日本・西日本の特定関係事業者として指定することが適当であると考えてございます。

６ページ目以降は、先般取りまとめをさせていただいております「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」で、今申し上げましたＮＴＴドコモを特定関係事業者として指定する必要性に関して、いろいろな事業者からの御意見ですとか、また、その必要性について議論いただいたものを、参考として記載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

申し上げました指定につきまして、必要性を認めていただきましたら、３ページ目にございますような、告示の改正により、指定の手続を進めさせていただきたいと考えて

ございます。現状、ＮＴＴ東日本・西日本それぞれの特定関係事業者につきまして、ＮＴＴコミュニケーションズを指定させていただいている告示を改正いたしまして、ＮＴＴドコモを追加することで進めさせていただきたいと思います。

以上、諮問の内容につきまして御説明をさせていただきました。御答申いただけましたら、告示の手続等を進めていくことを想定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。では、大谷委員、よろしくお願いいたします。

○大谷委員　　ありがとうございます。今事務局から適切に御説明がありましたとおり、今回の案については賛成したいと思います。私もその前提となる検討に参加させていただいておりましたけれども、その中で検討したところ、組織を管理する上でのチャイニーズウオールとかファイアウオールを導入するとしても、その情報遮断の実効性についての検証がかなり難しいということですので、役員の兼任を禁止することには十分な意義があると思います。

他方、ＮＴＴコミュニケーションとＮＴＴドコモの間でネットワークの連携が強まる、そのこと自体については、イノベーティブなサービスの提供ですとか、そういった取組への期待もございます。ただ、ボトルネック設備を持つＮＴＴ東日本・西日本との関係を利用した形で、他の事業者に競争上の不利益が及ばないようにするために、さらに市場検証会議等で状況を見守っていただくことも施策の一つとして併せて必要だというのが報告書の取りまとめであると思いますので、大変な作業になると思いますけれども、引き続き総務省には御努力いただければと思っております。併せて、関係する競争事業者にも、規制の適用に必要な情報の提供といった点でも御協力を引き続きお願いできればと思っております。

以上でございます。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。コメントということで扱わせていただきます。

○大谷委員　　はい、コメントでございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見等がございませんようでしたらば、諮問第３１４３号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。以上で本日の審議は終了いたしました。

○三友部会長　　委員の皆様から、この機会に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局です。次回の電気通信事業部会ですが、また別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。どうも御出席ありがとうございました。

閉　　会